

厚生・産業常任委員会

- ◎ 開催日時 平成 28 年 3 月 9 日（水） 11 時 19 分～14 時 34 分
- ◎ 開催場所 第四委員会室
- ◎ 説明員 商工観光労働部長および関係職員
- ◎ 議事の概要

【商工観光労働部所管分】

1 付託案件

- (1) 議第 63 号 平成 27 年度滋賀県一般会計補正予算（第 4 号）のうち商工観光労働部所管部分

委員からは、海外からの観光客誘致については、一過性でなく次につなげるために今後の展開を検討されたい、などの意見が出された。

[結果] 賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (2) 議第 21 号 滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (3) 議第 45 号 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

- (4) 議第 56 号 権利放棄につき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

2 所管事項調査

- (1) 平成 28 年度中小企業活性化施策実施計画(案)について

委員からは、小規模事業者の支援については金融機関とも連携して取り組むべき、郡部の商工会加入率が思わしくないがそこそが重要であり、積極的に取り組まれない、などの意見が出された。

- (2) 滋賀県男女共同参画計画（案）について

委員からは、性暴力・ストーカー対策で加害者の支援が必要とあるが、これに言及するのであれば、これらの行為は絶対だめだということを前段に書く必要があるのではないかと、女性や若者には非正規雇用が多く活躍しきれない現状もあると思われるので、国の労働局の施策もあるが、県として具体的な施策を盛り込むべき、計画の中では働く場として大企業が想定されているように見え、中小企業からすると現実にそぐわないように思えるが、この分野においても中小企業支援の視点を持っていただきたい、健康づくりへの支援のところで、ダンスイベントが挙げられているが、県がダンスイベントの定

着を図るかのように読めるので、表現を工夫すべきではないか、人権問題のところ、同和問題や患者が挙げられているのに違和感があるので削除すべき、育児休暇や介護休暇については、取得が必要な時期は人それぞれであり、必要な時期に遠慮せず取得できるシステムが社会全体で必要、などの意見が出された。

(3) マイヤーガーデン滋賀プロジェクトについて

委員からは、姉妹提携 50 周年も 2 年後に控えており、この機会にもっと前向きに取り組んでいただきたい、多数の来場者があり、滋賀県をアピールできた機会を活かしてツアーを組むくらいの勢いで取り組むべき、などの意見が出された。

(4) TPPに係る滋賀県の対応方針（案）について

3 一般所管事項調査

4 意見書（案）

「軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化を求める意見書（案）」については、意見が分かれたため、委員会としての提出は困難なことから、各会派で判断することとなった。



委員会で配付された資料

- 1 平成 27 年度 2 月補正予算主な事業概要（国補正）商工観光労働部
- 2 滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例案要綱
- 3 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱
- 4 小規模企業者等設備導入資金未収債権の権利放棄について
- 5 平成 28 年度滋賀県中小企業活性化施策実施計画（案）
- 6 滋賀県男女共同参画計画（案）について
- 7 パートナーしがプラン 2020（案）
- 8 マイヤーガーデン滋賀プロジェクト概要報告書
- 9 TPPに係る滋賀県の対応方針（案）について